

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療コンテナ運用ガイドラインの活用について

平素より災害・救急医療対策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療コンテナは、これまで東日本大震災（平成 23 年）や熊本地震（平成 28 年）、能登半島地震（令和 6 年）等の災害時における様々な医療提供をはじめ、新型コロナウイルス感染症まん延時における発熱外来、また大規模イベント時等における現地での医療提供体制の確保等に活用されてきました。

また、第 8 次医療計画においては、都道府県や医療機関が、災害時等に医療コンテナを検査や治療に活用することが求められており、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等が発生した場合に、医療コンテナを被災地域における医療提供体制の維持・強化のために活用していくことが重要となっています。

今般、医療コンテナを効果的かつ円滑に活用することができるよう、別添のとおり、都道府県による運用ガイドラインを作成しましたので、貴管内の医療コンテナの整備、運用等に当たり活用していただくようお願いします。

（ガイドラインの主な内容）

- ①医療コンテナの災害医療における活用
- ②災害時活用のための準備（都道府県における所有、平時における活用、災害協定等による発災時の準備）
- ③医療コンテナの災害時のオペレーション

医療コンテナの都道府県における運用ガイドライン

令和7年6月

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(地域医療基盤開発基盤開発推進研究事業)

「大規模災害時における地域連携を踏まえた更なる災害医療提供体制強化に関する研究」

「大規模災害時における医療コンテナ活用に関する研究」

研究分担者

中田 敬司 (神戸学院大学 現代社会学部 社会防災学科 教授)

研究協力者

前林 清和 (神戸学院大学 教授)

山下 和範 (長崎大学病院 准教授)

田中 綾子 (関西国際大学 准教授)

小森 健史 (国立病院機構機構本部 DMAT 事務局)

小谷 聡司 (防衛省人事教育局 衛生官付衛生企画室)

三村 誠二 (国立病院機構機構本部 DMAT 事務局 新興感染症対策 次長)

本間 正人 (鳥取大学医学部 教授)

内容

第1章	はじめに	3
(1)	ガイドラインのねらい	3
(2)	医療コンテナの災害医療における活用について	3
1)	医療コンテナの特徴	3
2)	これまでの災害医療における医療コンテナの活用	4
3)	災害時医療における医療コンテナの標準的な規格及び搭載資機材	5
4)	医療コンテナの配置の例	8
5)	医療コンテナの設置に適した場所	13
第2章	災害時活用のための準備について	17
(1)	都道府県における保有	17
(2)	平時における活用	17
(3)	災害協定等による発災時の準備	18
第3章	医療コンテナの災害時のオペレーションについて	22
(1)	プロセスの概要	22
(2)	ニーズ聞き取り・調査	22
1)	コンテナ派遣ニーズ及び被災状況の把握	22
2)	設置候補地における精査	25
3)	派遣する医療コンテナ及び備品等の調整	28
(3)	医療コンテナの設置	28
1)	医療コンテナの設置の決定	28
2)	借用等の依頼の発出	31
(4)	医療コンテナの運用	37
(5)	医療コンテナの撤収について	38
1)	医療コンテナの撤収の決定	38
2)	撤収の依頼の発出	38
3)	費用負担の例	41
第4章	最後に	41

第1章 はじめに

(1) ガイドラインのねらい

医療コンテナは、これまで東日本大震災（平成 23 年）や熊本地震（平成 28 年）等の災害時をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応時の発熱外来、また大規模イベントにおいては、G7 伊勢志摩サミットや G20 大阪サミット時等における現地での医療提供体制の確保等に活用されてきた。

第 8 次医療計画においては、都道府県や医療機関が、災害時等に検査や治療に活用することを求められており、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等が発生した場合に、医療コンテナを被災地域における医療提供体制の維持・強化のために活用していくことが重要である。

このたび発生した令和 6 年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）においては、震度 7 を観測した石川県志賀町など能登地方を中心に多くの医療機関が被災するなどしたため、県や厚生労働省は、全国各地の医療機関で稼働している医療コンテナを石川県内に輸送・設置し、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の活動拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）として運用するとともに、避難所における救護所や被災病院の代替施設として運用し、被災地の医療提供体制の維持・強化に寄与した。

災害時の医療コンテナの利用については、これまでに「医療コンテナの活用に関する手引き」（内閣官房国土強靱化推進室、令和 5 年 7 月最終追記。以下「医療コンテナ手引き」という。）が示されていたところであるが、上途の様な点を踏まえ、今後大規模自然災害等が発生した場合に、さらに医療コンテナを効果的に、また円滑に活用することができるよう、都道府県における運用ガイドラインを策定することとした。

(2) 医療コンテナの災害医療における活用について

1) 医療コンテナの特徴

医療コンテナは、医療コンテナ手引きにおいて、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種として位置付けられ、現場において組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別されている。また、「医療資機材の運搬に用いるものだけでなく、コンテナ内で医療行為を行うもの」とされている。

医療資機材をコンテナにあらかじめ搭載し、モジュール化している医療コンテナは、現場での建設や機器の設置、接続等の工程を省略することができることから、医療機能を素早く立ち上げ、展開することが可能である。

また、医療コンテナは、気密性に優れていることから、陰圧・陽圧機能を有することができ、また通常の医療施設等から隔離することも可能であるため、複数の医療機関において、発熱外来や PCR 検査室など、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策として用いる目的で導入されている。

さらに、医療コンテナは耐久性、堅牢性をもち、また気密性に優れているため、空調機器の搭載により温度調節が可能であること、プライバシーの確保に優れていること、加えて、給水・電源装置等を搭載している場合には、被災地において電源等が確保できない状況においても活用が可能であることから、災害時の被災地における医療活動に有効に用いることができる。

2) これまでの災害医療における医療コンテナの活用

自然災害等が発生した際に用いられた医療コンテナについては、以下のようなものがあり、①避難所などにおける医療・保健等の活動拠点、②被災医療機関の代替え又は補完、③航空搬送拠点での SCU、④医療従事者等支援者の臨時休憩場所として用いられてきた。

表－1 医療コンテナが活用された主な災害

災害	医療コンテナの名称等	保有主体	活用開始までの日数
東日本大震災 (平成 23 年)	折畳み式ユニットハウス (フラットパック型 コンテナ)	岩手県	3 か月程度
	dERU	日本赤十字社	1-3 日程度
	野外手術システム	陸上自衛隊	3 日程度
熊本地震 (平成 28 年)	dERU (レントゲン検査活用)	日本赤十字社	3 日程度
	MC-Cube (CT 検査活用)	(株)Sansei Canon Medical	1 か月程度
能登半島地震 (令和 6 年)	メディカルコンテナキューブ (移動型)	愛知医科大学、 千葉県、山梨県 他	3 日程度
	モバイルクリニック (車両)	トヨタ車体(株)他	2 日程度
	折畳み式ユニットハウス (フラットパック型 コンテナ)	ユアサ商事(株)	2-3 日程度
	医療コンテナ (設置型)	ヴィガラクス(株)	3 日程度

図ー1 災害において活用された医療コンテナの例

設置型医療コンテナ	移動型医療コンテナ
岩手県立大槌病院	東千葉メディカルセンター
折畳み式ユニットハウス	CoMU® (Container Medical Unit・移動型)
	
北上済生会病院	陸上自衛隊
オフグリッド型簡易陰圧PCR検査室	野外手術システム
	
避難所併設の救護所（正院小学校）	輪島市内のクリニック
医療コンテナ（設置型）	折畳み式ユニットハウス（フラットパック型コンテナ）
	

3) 災害時医療における医療コンテナの標準的な規格及び搭載資機材

医療コンテナは、その活用場面に応じて様々な規格があり、搭載資機材も多様であるが、災害時に活用されたものについて、主な規格や搭載資機材は以下のとおりである。

(i) 医療コンテナの規格

医療コンテナの規格については、①ISO規格（CSC認証済）の海上コンテナ及びJIS規格

のコンテナ、②折畳み式ユニットハウス（フラットパック型コンテナ）がある。それぞれ、①については海上・陸上輸送に適している、②については折畳み式であり一度に5棟を輸送できるため効率が良い、といった特徴があり、①は熊本地震、能登半島地震の際に医療機関の代替施設として、②は能登半島地震の際に、避難所の救護所や医療機関の代替施設・SCU、医療従事者等支援者の臨時休憩場所として活用された。このように、被災地のニーズに応じて柔軟に活用することが望ましい。

なお、モバイルクリニック（車両）（図－2）は、広い意味での医療コンテナとして取り扱う（医療コンテナが道路幅等の影響で侵入困難な地区での活動に適している。）ものの、今後の連携の在り方等を検討する必要があることから、本ガイドラインにおいては別の取扱いとする。

図－2 モバイルクリニック（トヨタ車体・メディカルムーバー）



①ISO規格（CSC認証済）の海上コンテナ及びJIS規格のコンテナ

表－2

サイズ	20 フィート	外寸 6,058 (L) × 2,438 (W) × 2,591 (H)
	40 フィート	外寸 12,192 (L) × 2,438 (W) × 2,591 (H)
	20HC フィート	外寸 6,058 (L) × 2,438 (W) × 2,896 (H)
	40HC フィート	外寸 12,192 (L) × 2,438 (W) × 2,896 (H)
内容量 (面積)	20 フィート	33.2m ³ (13.9 m ²)
	40 フィート	67.7m ³ (28.3 m ²)
	20HC フィート	37.4m ³ (13.9 m ²)
	40HC フィート	76.2m ³ (28.3 m ²)
重量	20 フィート	2,100 kg
	40 フィート	3,500 kg
	20HC フィート	2,300 kg
	40HC フィート	3,700 kg

注：HC=High Cube=背高コンテナ

※その他、10HCフィート、30HCフィート等様々な大きさが存在。

②折畳み式ユニットハウス（フラットパック型コンテナ）

表－３

サイズ	3.4 坪タイプ	外寸 4,820(L) x2,350(W) x2,700(H)
	4 坪タイプ	外寸 5,910(L) x2,350(W) x2,700(H)
	5.3 坪タイプ	外寸 7,710(L) x2,350(W) x2,700(H)
内容量 (面積)	3.4 坪タイプ	約 25m ³ (11.18 m ²)
	4 坪タイプ	約 31m ³ (13.3 m ²)
	5.3 坪タイプ	約 40m ³ (17.4 m ²)
重量	3.4 坪タイプ	950kg
	4 坪タイプ	1,030kg
	5.3 坪タイプ	1,550kg
設置型・ 移動型		設置型

(ii) 医療コンテナの搭載資機材

医療コンテナは、患者の傷病・疾病の種類や重症度等、提供する医療サービスにより必要な搭載資機材も異なるが、ここでは、簡易な外科・内科的処置を行う場合の診察室、待合室等、病室としての機能を有する医療コンテナについて、全般的に搭載されている機能（①）及び部屋の種類（②～④）に応じて以下のような資機材を搭載することが考えられる。

また、以下に記載の機能以外にも、重症患者への治療やライフラインが完全に途絶した際には、CT 撮影や、X 線撮影、超音波検査、透析、手術等が可能なコンテナのほか、RO 水や、圧縮空気・酸素ボンベ、電源使用が可能なコンテナを用いることも考えられる。

なお、医療コンテナの輸送に当たっては、輸送のためのトレーラーシャーシに、走行中の衝撃を和らげるためのエアサスペンションを備える等、高度医療機器等を輸送するための注意が必要である。

① 全般（※１）

空調設備（※２）
断熱設備（※２）
換気設備
発電設備
照明（300～750 ルクス）
カーテン
スロープ
庇

② 診察室

給水設備
陰圧設備
手洗い台
診察机・椅子
診察台
医療用棚
患者用荷物置き
診察用モニター

（※１）内装については、我が国の病院の規格に準じた内装材の使用が求められる。

（※２）医療コンテナは、そのままでは外の温度に大きく影響を受ける。このため、十分

な断熱機能を備え、気温は患者が快適に過ごせるよう温度は 15～24 度、湿度は 40～60%に保たれ、空調により一定の温度が保てるように加工されている必要がある。

③待合室・支援者休憩所

長椅子・長机
カウンター
ベッド
ソファ
テレビ
雑誌・新聞
マガジンラック等

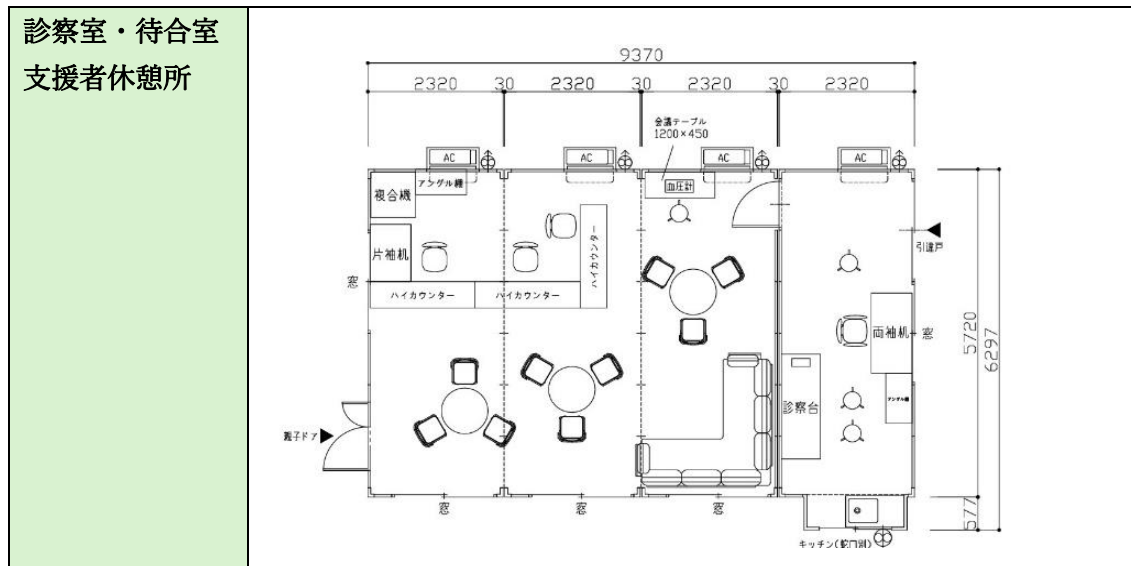
④病床（※3）

給水設備
陰圧設備
防音設備
トイレ
手洗い台
ベッド
机・椅子
仕切りカーテン
ナースコール
患者用荷物置き

（※3）病床として用いる場合には、患者が長時間滞在するため、雨音等の防音対策、堅牢な屋根、清潔感のある壁紙など、快適性の確保をすることが望ましい。

また、医療コンテナの内部レイアウトの例については以下のとおり。

図－3 4棟連結 設置型の例



4) 医療コンテナの配置の例

医療コンテナは、災害時において、主に①避難所に隣接した救護所、②被災医療機関の代替施設、③航空搬送拠点でのSCUとして用いられているが、主な配置の例は以下のとおりである。

図ー4 医療コンテナの配置の例

① 避難所に隣接した救護所として

写真 鳥瞰から見た飯田小学校及び医療コンテナの位置



写真 飯田小学校の被害状況



写真 飯田小学校周辺の被害状況



写真 小学校入口と医療コンテナの距離



写真 輪島市ごちゃまるクリニックに設置された医療コンテナ



写真 ごちゃまるクリニック医療コンテナの内部



写真 ごちゃまるクリニックに設置された医療コンテナと仮設トイレ



③
航空搬送拠点での
S C Uとして

写真 上空から見た西部緑地公園



写真 上空から見た SCU



写真 SCU に設置された医療コンテナ



5) 医療コンテナの設置に適した場所

医療コンテナの設置に当たっては、地理的条件、広さ、道路の要件を満たす必要があり、災害が起きていない平時から、医療コンテナの設置に適した場所を想定しておくこ

とが望ましい。

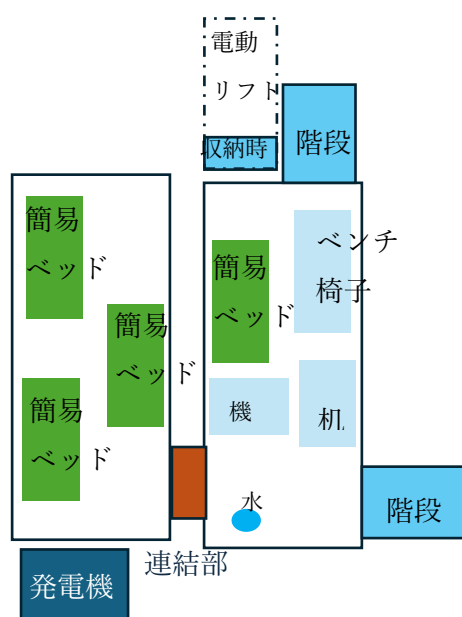
(i) 地理的条件

- ・ 地盤について、平らであることはもちろん、軟弱かつぬかるみ等のない場所であることが求められる。必要に応じて敷鉄板やコンクリートブロック等を用いて基礎構造を安定化させることも考慮する。
- ・ ハザードマップ等を必ず確認し、土砂災害警戒区域、洪水や津波の浸水想定区域等の危険区域を避けた安全性の高い場所を選定する。
- ・ 大型トレーラー等が出入りするため、周辺交通や歩行者等の安全が確保しやすい場所を選定する。

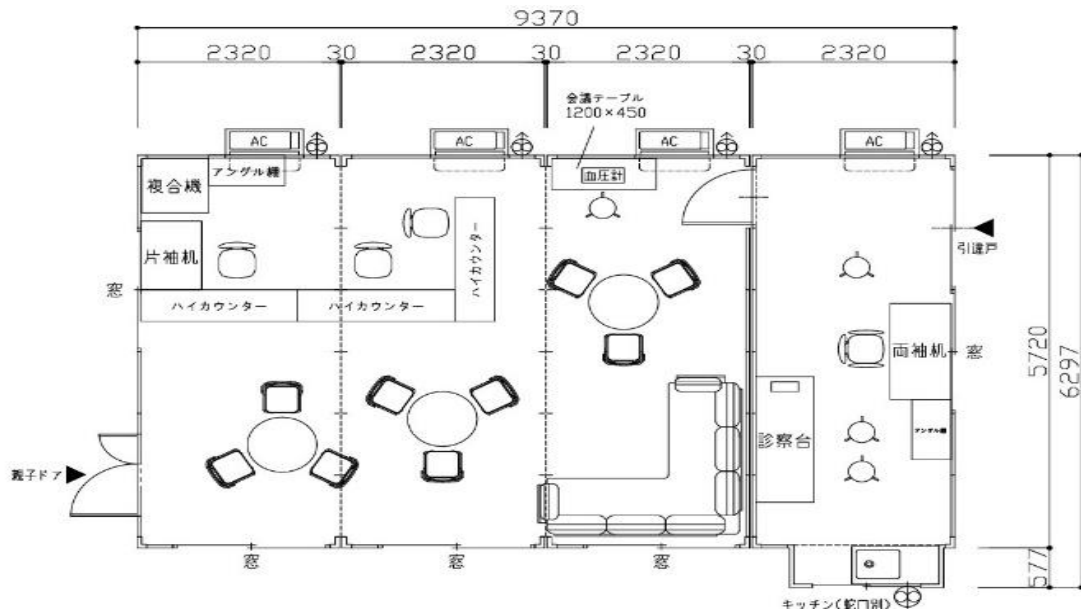
(ii) 広さ

- ・ 医療コンテナ設置場所の面積等については、その使用目的により異なってくるが、一定の広さが必要となる。
- ・ 医療コンテナ1台を設置する場合には、医療コンテナ本体及び階段やリフトなどの関係設備に係る面積の合計約20㎡以上の敷地が必要となる。
- ・ 加えて、設置にあたりトレーラーやトラック以外にクレーン車が必要であることから、当該車両が入ることのできる広さが必要である。専用ジャッキを使う場合やユニック車の場合は、クレーン車の必要はない。

図ー5 医療コンテナの設置図面 例（2台連結の場合）



図ー6 医療コンテナの設置図面 例（4棟連結の場合）



(iii) 道路

- 医療コンテナの設置に当たっては、輸送のためのトレーラーやトラックが容易に走行でき、設置場所に搬入できる環境が必要である。コンテナの規格ごとに必要となる道路幅は以下のとおりである。
- 40 フィートの ISO 規格 (CSC 認証済) の海上コンテナ及び JIS 規格のコンテナの場合
 アクセス道路幅 7,500mm (最小直角通路幅)
 設置場所への入り口付近 道路幅 5 m以上 入口幅 10m以上
- 20 フィートの ISO 規格 (CSC 認証済) の海上コンテナ及び JIS 規格のコンテナの場合
 アクセス道路幅 6,000mm (最小直角通路幅)
 設置場所への入り口付近 道路幅 4 m以上 入口幅 7.5m以上
- フラットパックコンテナの場合
 アクセス道路幅 4,000mm (最小直角通路幅)
 設置場所への入り口付近 道路幅 4 m以上 入口幅 6.5m以上
- なお、設置する敷地または搬入経路付近の空中に電線などの障害物があるなど、経路幅を満たしていても搬入・設置ができない場合がある。また、設置場所入口付近に高い

塀や壁（約 1.5m以上）があるなど、車両のクレーン等が干渉して転回できず搬入できない場合がある。

第2章 災害時活用のための準備について

(1) 都道府県における保有

医療コンテナは、平時は都道府県が保有する場合もあれば民間が保有する場合もある。こうしたなか、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発 0331 第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、「都道府県や医療機関は、災害時等において、医療コンテナ等を検査や治療に活用する。具体的には、災害時の医療提供体制を維持するために医療コンテナ等を活用し、例えば、仮設診療所の設置や被災した病院施設の補完等を行う。」とされており、都道府県においては、第8次医療計画に基づき、医療コンテナを検査や治療に活用するため保有することが望ましい。

(2) 平時における活用

医療コンテナを災害医療において活用する上では、災害発生時以外の平時においても保有等しておくことが必要となるところ、維持管理費等の観点から、平時においても医療コンテナの利活用を進めることが望ましい。

平時の運用例として、スポーツ大会・お祭りなどイベント等の開催時における救護所や、拠点病院における発熱外来・感染症対策・防災用品保管庫、病児保育、道の駅等の授乳室、学童保育、子ども食堂、地域の集会所等での活用も考慮し、幅広い用途を検討する。

災害発生時以外の医療機関の医療コンテナの活用の実例については以下のとおり。

表－4 医療コンテナの平時における活用の実例

医療機関の感染症外来・PCR 検査室	
概要	気密性や清浄性、隔離性に優れている医療コンテナを、院内感染予防や、院内設備の補完のため、医療機関の感染症外来やPCR検査のための施設として活用。
設置の経緯	気密性や清浄性、隔離性に優れている医療コンテナは、院内感染予防を図る上でも有効であるとの考えから、新型コロナウイルス感染症蔓延時に、発熱外来やPCR検査室として導入された。
設置場所	医療機関の敷地内
設置時期	2019年～
設置者	医療機関
医療コンテナの種類 (設置型・移動型)	移動型

仕様・設備	<規格>外寸 12,192(L)×2,438(W)×2,896(H) <搭載資機材> 空調設備 断熱設備 換気設備 発電設備 照明 カーテン スロープ 庇 給水設備 陰圧設備 手洗い台 診察机・椅子 診察台 医療用棚 患者用荷物置き 診察用モニター
写真	例) 東京医療センターの設置状況(移動型) 

(3) 災害協定等による発災時の準備

都道府県は、医療コンテナを災害時の医療において活用できるよう、あらかじめ、医療コンテナ取扱企業等に対し、災害発生時に他機関所有の医療コンテナの借用も含め貸与・運搬・設置・維持管理・撤去できるよう、災害協定等により協力を依頼することが望ましい。加えて、医療コンテナの設置場所について、第1章の「5) 医療コンテナの設置に適した場所」も参照し、あらかじめ設置場所の候補をリストアップしておくことが望まれる。

災害協定の締結に当たっては、医療コンテナ設置場所条件、アクセス等を踏まえ、医療コンテナ設置医療機関等を選定し、運用方法を協議する。基本的には、災害時に拠点となる医療機関であることが想定されることから、災害拠点病院が中心となって検討を行うことが適当である。また、避難所として想定される学校や道の駅の責任者等とも事前に意見交換を行い、災害時の対応について、手順の確認と避難所運営方法について共通認識を持つことが重要である。

都道府県と医療コンテナ取扱企業等の協定には、以下の事項を含むことが考えられる。

- ・ 災害時における要請方法
- ・ 災害時における指揮系統
- ・ 災害時における運用に係る各種事項（輸送・資機材調達・設置・運用・撤収）
- ・ 運用に当たっての費用（燃料、保守点検、し尿汲み取り等）及び保険等
- ・ 撤収の判断と指示系統

都道府県においては、例えば以下のように、平時から定期的に訓練を実施しておくことが望ましい。

- ・ 設置場所選定の訓練

医療ニーズがあり、安全な場所、コンテナの搬入が可能な進入路がある場所

例：南海トラフ巨大地震を想定した場合、被害の大きな地域の津波浸水域外の災害拠点病院や総合病院の駐車場、地域のショッピングセンター駐車場または小中学校等

- ・ 設営及び運用の訓練

例：医療コンテナの輸送及び候補地への搬入、組み立て、設営等導線の確認、コンテナごとの役割・機能の確認、診療訓練、運用訓練

例：医療コンテナの拡張及び縮小、撤収などの訓練

<災害協定の例>

.....

災害時における医療コンテナ等医療用設備・資機材の 供給に関する協定書（例）

令和 年 月 日

●●県

●●企業

災害時における医療コンテナ等医療用設備・資機材の供給に関する協定

●●県（以下「甲」という。）と●●企業（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲に所在する施設、設備等に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の医療コンテナ等医療用設備・資機材（以下「医療コンテナ等物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内で災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、●●県地域防災計画及び●●県災害時医療救護計画に基づき、甲が行う災害時医療対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護活動を行うにあたり、医療コンテナ等物資の確保が必要と認めるときは、乙に対し、調達可能な医療コンテナ等物資の調整及び供給を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療コンテナ（診察、治療、検査等）
- (2) 付属設備（トイレ、流し、エアコン、電気設備他）
- (3) 発電機（2.2KVA～100KVA）
- (4) 医療機器（ポータブルレントゲン、簡易血液検査機器、エコー、心電計等）
- (5) 医療消耗品（注射、採血、手袋等）
- (6) 什器・備品（診察台、ベッド、デスク、受付台等）
- (7) その他甲が指定する物資

（物資供給への協力）

第4条 乙は、甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に努めるものとする。

（物資の引渡しと設置）

第5条 医療コンテナ等物資の引渡し及び設置は、原則として甲が指定する場所において乙により行うものとする。ただし、乙が運搬及び設置することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 医療コンテナ等物資の撤去及び運搬についても、前項と同様とする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が活動及び物資の供給を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療コンテナ等物資の調達・運用・撤収に要する経費

(2) 前号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 前項に規定する費用については、災害救助法に基づく政令及び規則に準ずる。

(車両の通行)

第7条 甲は乙が災害時に物資を運搬する際には、乙の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(実施の報告)

第8条 乙は、医療コンテナ等物資の調達及び供給を行ったときには、全ての活動終了後、速やかに活動報告を甲に行うものとする。

(連絡担当者の指定)

第9条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった場合には、速やかに相手側に報告するものとする。

(平時の活動)

第10条 甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 (住所)

●●県知事

乙 (住所)

●●企業

代表

.....

第3章 医療コンテナの災害時のオペレーションについて

本章では、大規模自然災害等が発生した場合に、医療コンテナを、①避難所の救護施設、②被災医療機関の代替施設、③航空搬送拠点での SCU のいずれかとして用いるための、都道府県による具体的なオペレーションの方法を示す。

なお、医療コンテナの災害時の活用については、医療従事者の休憩所や避難住民への相談支援を行う場など、上記①～③以外にも考えられることから、災害の発生状況に応じ、様々な活用方法を検討されたい。この場合には、「費用負担の例」で例示するような災害救助法の適用除外となる可能性も十分考えられる点に留意されたい。

(1) プロセスの概要

医療コンテナの災害時オペレーションに関し、プロセスの概要は以下のとおり。

1. コンテナ派遣ニーズ及び被災状況の把握
2. 設置候補地における精査
3. 派遣する医療コンテナ及び備品等の調整
4. 医療コンテナの設置の決定
5. 借用等の依頼の発出
6. 医療コンテナの運用
7. 医療コンテナの撤収の決定
8. 撤収の依頼の発出

(2) ニーズ聞き取り・調査

1) コンテナ派遣ニーズ及び被災状況の把握

医療コンテナは、①避難所などにおける医療・保健等の活動拠点としての提供、②被災医療機関の代替え又は補完機能としての機能発揮、③航空搬送拠点での SCU としての機能発揮が可能な医療モジュールである。

発災時には、傷病者の増加や被災医療機関の機能低下・停止等により、医療提供が可能な拠点の整備を求められることが想定される。

このため、都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部において、発災後に、医療コンテナの派遣に関するニーズ及び被災状況の把握を行い、設置候補地の洗い出しを実施する。

このニーズ及び被災状況の把握は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用や、市町村災害対策本部又は保健医療福祉調整本部、被災地の医療機関、医師会等の関係団体、

保健所、DMAT、日赤等の被災地で活動する救護班への聞き取り等を通じて行う。

また、聞き取り等においては、患者の数や状況、医療機関の被災状況、避難所等の開設状況等を確認し、被災地における医療需要の高まりにより、既存の医療機関のみでは医療提供を十分に行うことが難しいことが懸念される場合に、医療コンテナの派遣を検討する。一方、上下水道・電気・ガス・通信の状況、被害状況（地震・津波・土砂災害・河川決壊など）、道路状況（通行止め、緊急輸送道路の開通状況等）によっては、医療コンテナの輸送自体が難しい場合も考えられるため、医療コンテナの派遣の必要性及び実際に派遣可能であることを確認することが必要である。

なお、医療コンテナについて、具体的に要望している医療機関等がない場合であっても、医療需要がひっ迫している際には、医療コンテナの派遣が可能である旨、医療機関や医療従事者に対し周知の上、プッシュ型での支援を行うことも考慮する。

実際の被災状況の把握に当たっては、＜表－5 医療コンテナのニーズ・被災状況確認シート＞を活用されたい。

また、既に被災状況の把握等がなされている場合は、アセスメント情報を活用することが考えられる。例えば、DMAT の派遣要請があった場合には、震度6弱の地震又は死者数が2人以上 50 人未満若しくは傷病者数が 20 名以上見込まれる災害であることなどから、被災地における一定の医療需給に関するアセスメントがなされているにもかかわらず、医療提供の拠点が不足している可能性が十分見込まれることから、医療機関や避難所、SCU 等に対して医療コンテナの手配を提案することも考えられる。

医療コンテナの派遣に関するニーズ及び被災状況の把握のタイミングは、発災直後から、保健医療福祉活動の中で、一体的に行われることが望ましい。一方、被災地内での医療ニーズの収集、輸送経路の安全確保、燃料等の適切な供給の観点から、災害発生急性期ではなく、亜急性期以降の中長期的な医療提供が必要となったタイミングから、医療コンテナの派遣を開始できるようにすることとしても差し支えない。

なお、医療コンテナの設置場所として想定されるのは、大規模避難所や仮設住宅設置場所、SCU、被災医療機関等である。

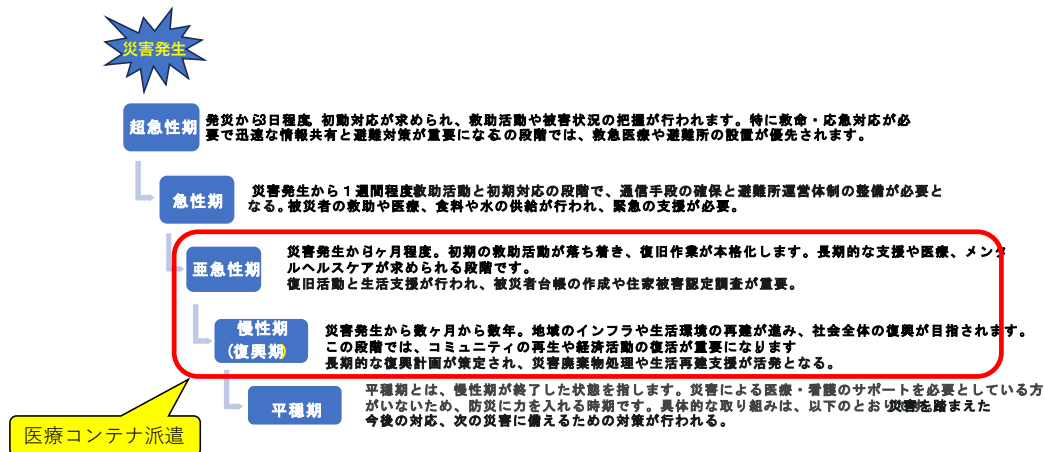
表－５ 医療コンテナのニーズ・被災状況確認シート

確認日時： 月 日 時 分 確認者氏名：

確認者電話番号：

	チェック項目	チェック事項(数、被害の軽重、状況ほか)	備考
【被災地の医療需要に関する事項】			
※当てはまる場合は、医療コンテナの活用を検討			該当に○
1	避難者数	・避難民の数が()人以上 ・内乳幼児 約()人、高齢者約()人	
2	患者数等	・患者数が()人以上 ・感染症患者が()人以上で、隔離するスペースが不足している	
3	医療機関等の状況	・災害拠点病院の機能が一部・完全に停止している ・地域一般病院・クリニック等の機能が一部・完全に停止している ・地域福祉施設等の機能が一部・完全に停止している ・医療従事者や医療機関等から医療コンテナ設置の要望がある	
4	ライフライン等	有：上水、電気、下水、ガス、トイレ	
5	食品、飲料水	十分確保、確保も備蓄数が減少、備蓄品が後()日程で消費	
6	衣類や衛生用品	衣類(十分、無)、衛生用品(十分、無)	
7	避難所運営組織	あり(住民 人) なし(今後組織化する、しない)	
【医療コンテナの運搬・設置可能性に関する事項】			
※当てはまる場合は、状況が改善した時に、医療コンテナの活用を検討			
周辺道路の状況			該当に○
1	周辺道路	・破損、ヒビ状況が中程度以上 車両通行(可 不可 不明)	
2	橋梁	破損、ヒビ状況(大 中 小) 車両通行(可 不可 不明)	
3	家屋の倒壊	倒壊状況(多数、半数、少数) 車両通行(可 不可 不明)	道路幅 電柱 ブロック塀
4	電柱・電線	電柱倒壊により道路上(空)に電線が垂れさがっている(多数、半数、少数)	道路幅 電柱 ブロック塀
5	車両通行	普通車(可 不可 不明)、4t 車(可 不可 不明)、8t 車(可 不可 不明)	
設置場所の状況			該当に○
1	アクセス道路	普通車(可 不可 不明)、4t 車(可 不可 不明)、8t 車(可 不可 不明)	ひび割れ 遮蔽物の有無
2	地表状況	アスファルト、コンクリート、土、芝	
3	地表状況 2	地表の傾(あり なし)、ヒビ(大 中 小) 液状化(大 中 小)	

図ー 7 医療コンテナ派遣のタイミング



【参考】広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information Service）について

災害時における被災地内外における災害拠点病院をはじめとした医療機関の被災情報や活動状況など、災害医療に関わる情報を提供・収集・共有することで、国、都道府県、市町村、関係団体、医療機関間の情報ネットワーク化を図り、迅速かつ適切な災害時の医療提供体制を支援することを目的としており、主として以下の5つの機能を保有している。

- ①（平時）医療機関基本情報管理（災害拠点病院等の病院機能、病床数等）
- ②（平時）救護班の管理機能：活動場所、隊員数の共有
- ③（災害時）医療機関の被災状況入力（人的物的支援の要否、停電・断水等）
- ④（災害時）搬送患者調整：搬送する患者の診療情報、搬送手段等
- ⑤（災害時）救護班の活動状況入力：どこでどのような活動をしているのか等

2) 設置候補地における精査

設置候補地に関して、当該設置候補地の責任者（学校などの避難所、医療機関等）へ医療コンテナの説明を行い、コンテナの規格や必要数、搭載資機材等、医療コンテナ及び備品等の仕様を確認することとする。

加えて、現地までのアクセス、地盤の状態やクレーンなどの作業が可能かなど、設置候補地への医療コンテナの設置可能性を確認することとする。

具体的に、医療コンテナ及び備品等の仕様については、設置候補地の責任者より、医療コンテナの大きさ、個数、使用目的等の要望を確認することとする。

確認においては、＜表－6 設置候補地への要望調査シート＞を活用されたい。

次に、設置候補地において医療コンテナを運搬・設置・運用することが可能であることを確認することとする。

検討項目の例は＜表－7 設置可能性の検討項目例＞のとおり。

表－6 設置候補地への要望調査シート

①設置場所名称		
②設置施設担当者	(1) 氏名	
	(2) 連絡先	
③支援中の医療チーム	(1) 団体名	
	(2) 担当者氏名	
	(3) 担当者連絡先	
④必要な医療コンテナ	(1) サイズ (ft)	
	(2) 個数	
	(3) 搭載設備	☐ 空調設備 ☐ 断熱設備 ☐ 換気設備 ☐ 発電設備 ☐ 給水設備 ☐ 通信設備 ☐ 手洗い台 ☐ トイレ ☐ その他()
	(4) 医療資機材等 (必須のものに限り記載)	☐ カーテン ☐ スロープ ☐ 庇 ☐ 診察机 ☐ 診察用椅子 ☐ 診察台 ☐ 患者用椅子 ☐ ベッド ☐ 医療用棚 ☐ 診察用モニター ☐ その他()

	(5) 使用目的	☐ 臨時診療・救護所 ☐ 代替医療施設 (待合・診察・処置・投薬 検査・病棟・検査・事務・ その他) ☐ 休憩・宿泊場所 ☐ SCU ☐ その他 ()
⑤ コンテナ設置位置 (図)		

表－7 設置可能性の検討項目例

設置場所までの経路	☐ 道路幅はコンテナを運搬する車両が通行できる幅となっているか ☐ 道路は損壊が無く、路面の安定性などコンテナを運搬する車両が通行できる状況か。 ☐ 設置場所の経路において、家屋や電柱などの損壊等、車両が通行できない状況となっていないか。 ※特に医療コンテナについては、高さが3メートル程度と高いことから、地面のみでなく、電線などの上部の空間の状況も確認が必要。
設置	(位置) ☐ 感染症対策のため、居住スペースから一定の距離(5メートル以上)が確保されているか。(避難所に設置する場合) ☐ 避難スペースから死角となっていないか(防犯の観点から人目に付く場所に設置する)。(避難所に設置する場合) ☐ 緊急車両の動線上にはなっていないか。 ☐ 患者の動線が確保されているか。 ☐ 設置候補地の責任者及び、当該候補地に設置する医療コンテナの使用主体に意見を聞いたか。 (設置面) ☐ 医療コンテナを地面に固定できるか(固定器具《ブロック・土嚢ほか》を用いて安定的に地面に固定設置可能か)。 ☐ 医療コンテナの接地面が平らになっているか。平らでない場合は、舗装することが可能か。 (ライフライン) ☐ 上下水道・電気・ガス・通信は確保されているか。 ※確保されていない場合、給水設備や発電設備などを医療コンテナに搭載する。

3)派遣する医療コンテナ及び備品等の調整

都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部における対応が難しい場合、当該本部から厚生労働省に、派遣可能な医療コンテナの洗い出しを依頼する。このとき、当該本部から厚生労働省に対し、本資料の＜表－6 設置候補地への要望調査シート＞及び＜表－7 設置可能性の検討項目例＞に記載の内容を伝達すること。

(3) 医療コンテナの設置

1) 医療コンテナの設置の決定

都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部において、設置候補地の責任者及び当該候補地に設置する医療コンテナの使用主体（医療団体、医療従事者等）が要望する医療コンテナの条件及び設置候補地の状況を踏まえて、原則として、災害協定締結済み企業が所有する医療コンテナのうち（2）の「3）派遣する医療コンテナ及び備品等の調整」で抽出した派遣可能なものの中から、実際に設置する医療コンテナ及び備品等の決定を行う。

具体的な医療コンテナの運用については、例えば以下のような方法が考えられる。

○ 被災地の医療機関に設置する場合

- ・ 医療コンテナを設置する被災地の医療機関に鍵を預け、当該医療機関が医療コンテナを管理する。
- ・ 設置した医療コンテナは、当該医療機関の施設と同様に取り扱い、当該医療機関が、当該医療機関の診療など自由に活用できる。
- ・ 医療従事者、医薬品、水、食料、燃料等の医療行為に必要な物資は、当該医療機関が調達する。
- ・ ただし、燃料その他の当該医療機関での調達が困難なものについては、当該医療機関と医療コンテナ取扱企業との間で協議の上、医療コンテナ取扱企業に物資の調達を依頼することができる。
- ・ なお、医療コンテナ及び備品に紛失、破損、汚損等があった場合は、医療コンテナ取扱企業において派遣前の状態に復旧し、医療コンテナの所有者に返却する。その際、復旧に要する費用は、医療コンテナの運搬、設置、運営等の費用の一部として、医療コンテナ取扱企業が都道府県に請求する。

○ 避難所に設置する場合

- ・ 被災自治体職員の立会いの下、医療コンテナを設置する避難所の運営組織に鍵を預ける。

- ・ 当該避難所を訪れる医療チーム等は、運営組織から鍵を借り、医療コンテナを診療等に活用する。
- ・ 医療コンテナの運用に必要な燃料は、医療コンテナ取扱企業が手配し、補給する。
- ・ 医療行為に必要な医薬品等の物資は、医療チーム等の医療従事者が携行する。
- ・ なお、医療コンテナ及び備品に紛失、破損、汚損等があった場合は、医療コンテナ取扱企業において派遣前の状態に復旧し、医療コンテナの所有者に返却する。その際、復旧に要する費用は、医療コンテナの運搬、設置、運営等の費用の一部として、医療コンテナ取扱企業が都道府県に請求する。

○ SCUとして運営する医療コンテナ

- ・ SCUの設置者である都道府県に鍵を預け、都道府県が医療コンテナを管理する。
- ・ SCUとして運営する医療コンテナは、SCU運営に携わる医療従事者が自由に診療等に活用できる。
- ・ 医療従事者、医薬品、水、食料、燃料等の医療行為に必要な物資は、都道府県が調達する。ただし、都道府県での調達が困難なものについては、都道府県と医療コンテナ取扱企業との間で協議の上、医療コンテナ取扱企業に物資の調達を依頼することができる。
- ・ なお、医療コンテナ及び備品に紛失、破損、汚損等があった場合は、医療コンテナ取扱企業において派遣前の状態に復旧し、医療コンテナの所有者に返却する。その際、復旧に要する費用は、医療コンテナの運搬、設置、運営等の費用の一部として、医療コンテナ取扱企業が都道府県に請求する。

また、医療コンテナ設置の決定に際しては、設置候補地の責任者及び医療コンテナの使用者・団体等に対し、医療コンテナの使用方法、使用上の注意事項や不具合発生時の対応などを説明した上で、設置に係る同意を得ることが必要である。具体的な説明内容については＜医療コンテナの使用者・団体への説明例＞のとおり。

＜医療コンテナの使用者・団体への説明例＞

.....

令和 年 月 日

医療コンテナ及び備品の使用にかかる手引き

避難所に設置されている医療コンテナについては、診療スペースとしてご利用ください。利用する際には、以下の内容をご確認ください。

1) 手順について

- ①診療等に必要な医薬品等の物資を持参する。
- ②鍵は避難所運営組織が管理しているため、避難所担当者()より、医療コンテナの鍵を預かる。
- ③コンテナを開錠し診察、調剤、隔離、待合いなどの用途で使用する。
※陰圧機能のあるコンテナを使用する場合は陰圧設備の説明資料を参照。
なお陰圧機能を使用しなくても、コンテナ自体は使用可能。
- ④患者の診察などが終了したら、カーテンを閉め、ライトなどを消し、コンテナの鍵を施錠して、避難所の本部に返却し帰着する。

2) メンテナンス等について

医療コンテナ使用者は、コンテナを診察に利用しますが、コンテナの保守運用、撤去などについては、以下の団体が対応する。

- ①コンテナのメンテナンス等（燃料補給、修繕、定期メンテナンス等）に係る連絡先
・医療コンテナ取扱企業 氏名() 電話番号()
- ②コンテナの撤去や用途変更に係る連絡先
・設置責任者 氏名() 電話番号()
- ③総合調整等にかかる連絡先
・都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部
氏名() 電話番号()

3) 安全確保について

医療コンテナ取扱企業、設置責任者及び医療コンテナ使用者は、設営から、使用、撤収に至るまで協力し使用に係る安全確保に努める。医療コンテナ使用者は使用中、安全上重大な問題があると判断された場合は、直ちに使用を中断し、設置責任者に報告し、対応を協議する。また医療コンテナ使用者は地震等災害発生時の避難体制など

を事前に定めておくことを推奨する。

4) その他（責任について）

医療コンテナ取扱企業は、医療コンテナ管理者及び医療コンテナ使用者の相互協力を得ながら、本件設備・機器が常時十分な機能を果たしうる状態に維持管理するものとする。

医療コンテナ使用者は、事由の如何を問わず、医療コンテナの紛失、滅失、破損等が発生して修理不能になった場合、本件設備機器の使用方法、不具合情報その他の情報を遅滞なく設置責任者及び保健医療福祉調整本部に通知する。

医療コンテナ使用者は、医療コンテナの使用に対して一切の責任を負う。医療コンテナ取扱企業は、医療コンテナ使用者による本件設備機器の使用の過失により生じた損害について、いかなる責任も負わない。

医療コンテナ取扱企業は、本件設備機器の保守点検が適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

以上

.....

2) 借用等の依頼の発出

都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部において、医療コンテナ保有団体及び医療コンテナ取扱企業に対し、「1) 医療コンテナの設置の決定」で定めた医療コンテナ及び備品等の借用及び設置を依頼する。具体的な依頼はく医療コンテナの借用及び設置の依頼通知の例>を参照されたい。なお、緊急事態に鑑み紙媒体の設置依頼以外の方法（電話等）により依頼することを事前に取り決めておくこととする。

なお、依頼を受けた事業者においては、輸送に当たって、輸送ルートとともに道路状況、設置工事にかかる周辺状況を取扱企業や委託をされた運送事業者自身で確認して設置することとなる。

基本的には以下のようなプロセスが考えられる。

- ・ 輸送準備

トレーラーやクレーン等の輸送手段確保や医療コンテナの積載及び発電機、医療機器等必要な設備、機器の調達、手配、また貸し出しに向けての医療コンテナの不備の有無の確認、クリーニング、車検等の確認及びスロープ工事等も想定して準備する。

- ・ 設置予定場所への設置日の確認と検討
- ・ 保有機関の出発日の確定

設置予定場所までの距離と天候、道路状況を考慮した出発日の決定

- ・ 設置予定地への移動
- ・ 現地での周辺状況の確認と設置工事

電気設備環境も含む設置工事を実施する。また現場合わせとして、医療コンテナへの出入り口に生じる段差調整のため設置されるスロープ設置工事を実施する。

都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部においては、事業者に対し、道路状況やライフラインの復旧の状況等を確認することができる媒体の共有（※）や、適時の情報共有を行うことが望ましい。

（※）国交省、道路公団等の web サイト 等

国土交通省 道路防災情報 WEB マップ(道路に関するハザードマップ)

https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosai_joho_webmap/

日本道路交通情報センター：JARTIC

<https://www.jartic.or.jp/>

NEXCO ホームページ（i-Highway）

<https://www.w-nexco.co.jp>

＜医療コンテナの借用及び設置の依頼通知の例＞

①

● 第○○○号

令和●年●月●日

●●株式会社

代表取締役社長 ●● ●● 様

●●県健康福祉部医療対策課長

(公 印 省 略)

令和●年●●地震にかかる医療コンテナの借用について（依頼）

日頃から本県の災害医療行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和●年●●地震にかかる災害対応のため、貴社の所有する医療コンテナを借用したく、お取り計らいくださいますようお願いいたします。

1 借用品

医療コンテナ ●台

2 搬送先

●●病院

(事務担当)

●●県健康福祉部医療対策課

電 話 ～～

F A X ～～

● 第〇〇〇号
令和●年●月●日

医療法人●●病院

理事長 ●●●● 様

または

●●株式会社

代表取締役社長 ●● ●● 様

●●県健康福祉部医療対策課長

(公 印 省 略)

令和●年●●地震にかかる医療コンテナの設置作業等について（依頼）

日頃から本県の災害医療行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和●年●●地震にかかる災害対応のため、別紙1の通りの対応を依頼しますので、医療コンテナの設置等の作業を実施していただきますようお願いいたします。

なお、作業完了後は別紙2の要領で、ご報告いただきますようお願いいたします。

(事務担当)

●●県健康福祉部医療対策課

電 話 ～～

F A X ～～

(別紙1)

1 医療コンテナの設置作業等について

貴社において、保有されている医療コンテナ●台を●●病院へ輸送し、救護所として設置いただきますようお願いいたします。あわせて、設置個所で医療コンテナが運用している間の燃料の手配、補給をお願いするとともに、設置個所の関係者からの問い合わせについては窓口となって対応いただきますようお願いいたします。なお、撤去については別途連絡します。

2 医療コンテナに搭載する備品、付加設備等について

●台の医療コンテナについて、以下の備品等を手配いただき、対応をお願いいたします。

- ・発電機、エアコンなどの診療環境を整えられる設備
- ・カーテン(レール付) ●セット
- ・タイルカーペット ●セット
- ・布診察用(医師用)事務机 ●台
- ・診察用事務椅子 ●脚
- ・丸椅子 ●脚
- ・三折パーテーション ●台
- ・プラスチック棚 ●台
- ・折り畳みベッド ●台
- ・会議用テーブル ●台

以上

③

(別紙2)

令和●年●月●日

●●県健康福祉部医療対策課長

○○○社
○○ ○○

「令和●年●●地震にかかる医療コンテナの設置作業等について（依頼）」
設置作業の完了について（報告）

令和●年●月●日付文書にて依頼のあった、「令和●年●●地震にかかる医療コンテナの設置作業等について（依頼）」について、令和●年●月●日に完了しましたので、報告いたします。

(担当)

○○○社

○○ (名前)

電話

メールアドレス

【参考】災害時の医療コンテナの設置等に関する法令上の整理について

医療コンテナを設置し、病院・診療所として活用するに当たっては、医療法、建築基準法等の関係法令に適合する必要があるが、平時と災害時で取扱いが異なるものも少なくない。具体的な法令上の適用については、「医療コンテナ手引き」の「第5章 医療コンテナの導入・活用に当たってのQ&A」を参照されたい。

（４）医療コンテナの運用

医療コンテナの発電機への燃料補給やメンテナンスなどの保守・運用、医療コンテナや備品等の追加・変更の場合の対応、医療コンテナの利用方法や利用の範囲、医療コンテナを利用する医療従事者や団体と都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部との連絡の方法については、（３）の「１）医療コンテナの設置の決定」において予め定め、当該方法により行う。

能登半島地震における活用では、

- ・ 医療コンテナの保守・運用について事業者が行い、
- ・ 医療コンテナや備品等の追加・変更の場合の対応については、都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部が事業者に対して追加・変更の依頼を発出の上、事業者において具体の対応を行い、
- ・ 医療コンテナの利用は、医療コンテナを利用する医療従事者や団体の裁量において実施するとともに、
- ・ 医療コンテナの利用に当たって、医療コンテナや備品等が故障した場合や、医療コンテナにおいて医療事故が起きた場合の経費や責任の分担については、コンテナ自体に欠陥があったか、医療従事者の過失があるかといったその時々状況に応じて判断することとし、
- ・ 医療コンテナの利用に当たってトラブルが発生した場合には、速やかに都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部に対して電話等で報告させることとした。

医療コンテナの運用に当たっては、都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部から医療コンテナ取扱企業に依頼し、医療コンテナ取扱企業において、医療コンテナ使用者に対し、医療コンテナの陰圧設備や空調設備、高度医療機器などの利用方法や、備品の利用等に関してわかりやすく説明することが望ましい。

また、医療コンテナが避難所の救護所として活用される場合には、医療コンテナを活用する医療機関や医療従事者等が数日おきに入れ替わることも想定される。このため、都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部から設置候補地の責任者や医療コンテナ取扱企業等へ依頼し、医療チーム等の医療コンテナの使用主体に対し、医療コンテナの陰圧設備や空調設備、高度医療機器などの利用方法や、備品の利用等に関して適切な引継ぎを行

うこと。

加えて、医療コンテナの円滑な運用を行う上で、避難所の避難者など、医療コンテナと近接した場で生活する者に対し、医療コンテナの用途や感染対策がなされている旨等を適切に周知することが望ましい。

(5) 医療コンテナの撤収について

1) 医療コンテナの撤収の決定

撤収は、都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部において、医療コンテナを使用する団体、医療従事者、設置場所責任者(病院、避難所等)、事業者と協議・調整の上で決定する。

撤収に当たっては、以下<表－8 撤収判断チェックリスト>を活用されたい。

2) 撤収の依頼の発出

撤収を決めた後は、都道府県災害対策本部又は保健医療福祉調整本部から医療コンテナ取扱企業へ、撤収窓口の担当者及び撤収希望日程を報告し、撤収の依頼を発出する。具体的な依頼は<医療コンテナの借用及び設置の依頼通知の例>を参照されたい。

表－8 撤収判断チェックリスト

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 医療コンテナにおける医療提供を行わなくても、被災地内の患者等への医療提供が可能な状況か(支援医療チーム等の撤収・被災地内医療機関の診療再開など)☐ 医療コンテナを使用する団体、設置場所責任者において、継続使用の希望があるか☐ 災害救助法の適用がある場合、当該期間を超過する場合には、医療コンテナを使用する団体等における費用負担が可能か☐ 設置延長に伴い建築確認申請届等が必要となることが想定されるが、当該申請届をしてでも医療コンテナの活用を継続する必要があるか |
|---|

④

<医療コンテナの借用及び設置の依頼通知の例>

● 第●●●号
令和●年●月●日

株式会社●●
代表取締役社長 ●● ●● 様

●●県健康福祉部医療対策課長
(公印省略)

令和●年●●地震にかかる医療コンテナの撤去作業等について（依頼）

日頃から本県の災害医療行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和●年●●地震にかかる災害対応のため、●●小学校に設置された医療コンテナを撤去したく、以下の通り撤去作業等をお取り計らいいただきますようお願い致します。なお、作業完了後は別紙の要領で、ご報告いただきますようお願い致します。

1. 借用品

医療コンテナ●台

令和●年●月●日付「令和●年●●地震にかかる医療コンテナの設置作業等について（依頼）」の別紙1において、お示しした備品等（以下「備品等」という。）

2. 撤去作業等の対応

医療コンテナ●台：●●小学校からの撤去、保有者への返却

備品等：借用先への返却や処分等の対応

3. 作業開始期間

令和●年●月●日から令和●年●月●日までに開始

⑤

(別紙)

令和●年●月●日

●●県健康福祉部医療対策課長

●●社
●● ●●

「令和●年●●地震にかかる医療コンテナの撤去作業等について（依頼）」
撤去作業の完了について（報告）

令和●年●月●日付文書にて依頼のあった、「令和●年●●地震にかかる医療コンテナの撤去作業について（依頼）」について、令和●年●月●日に○○（派遣場所）から撤去し、令和●年●月●日に作業完了しましたので、報告いたします。

(担当)

株式会社○○

名 前

電 話

メールアドレス

3) 費用負担の例

運搬、設置、撤去の一連の経費については、災害の被害の大きさや法令の適用状況等により異なるが、能登半島地震においては災害救助法に基づき支弁がなされた。

本マニュアルにおいては、通知の例を示しているが、ここでは、都道府県において、
＜図－8 医療コンテナ文書・契約手続きフロー＞のように、

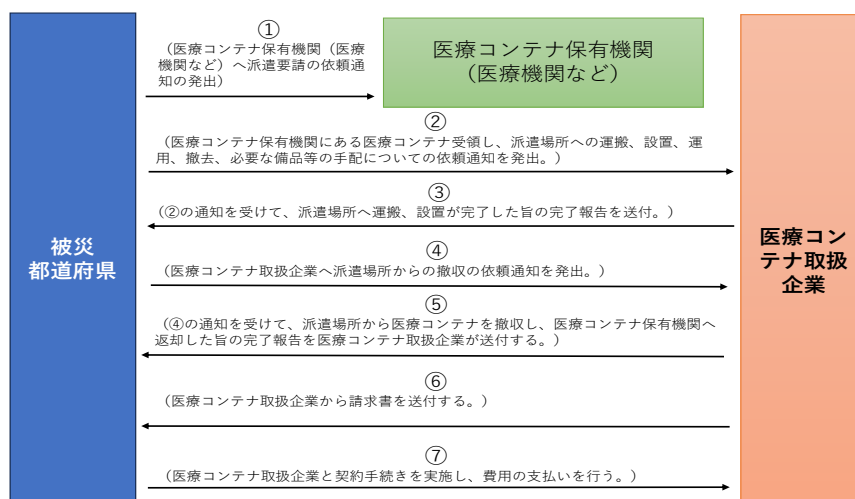
- ① 医療コンテナ保有機関へコンテナ派遣の依頼が発出され、
- ② 医療コンテナ取扱企業へのコンテナ設置の依頼を発出、
- ③ 医療コンテナ取扱企業から設置完了報告
- ④ 医療コンテナ取扱企業へのコンテナ撤去の依頼を発出、
- ⑤ 医療コンテナ取扱企業から撤去完了報告
- ⑥ 医療コンテナ取扱企業から請求書の発行

といったやりとりを行うことを想定している。

なお、能登半島地震においては、都道府県が随意契約として、各医療コンテナ取扱企業と契約を締結し、都道府県が支払手続きなどを行った。

また、能登半島地震においては、保険診療を継続している医療機関に対しても、被災者に対する医療提供を行っている場合について、災害救助法から費用支弁を行った。

図－8 医療コンテナ文書・契約手続きフロー



第4章 最後に

先に述べたように、第8次医療計画においては、都道府県や医療機関が、災害時等に医療コンテナを検査や治療に活用することが求められており、国民生活及び国民経済に甚大

な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等が発生した場合に、医療コンテナを被災地域における医療提供体制の維持・強化のために活用していくことが重要であることは言うまでもない。

また、能登半島地震において、石川県と厚生労働省は、全国各地の医療機関で稼働している医療コンテナを県内に輸送・設置し、DMAT等の活動拠点やSCUとして運用するとともに、避難所における救護所や被災病院の代替施設として、また医療従事者の臨時休憩場所として運用した。

これらを踏まえ、大規模自然災害等が発生した場合に、医療コンテナを効果的に、また円滑に活用することができるよう、今回、都道府県における運用ガイドラインを策定することとしたが、本ガイドラインについては、必要に応じて見直し、検討を行い、改定を行うものとする。